

## **[事案 2020-277] 新契約無効請求**

・令和3年8月16日 裁定終了

※本事案の申立人は、[事案 2020-224] の申立人と同一人である。

### **<事案の概要>**

受取額が支払保険料の合計額を下回ることはない契約だと誤信したこと等を理由に、契約の無効を求めて申立てのあったもの。

### **<申立人の主張>**

平成26年8月に契約した外貨建個人年金保険について、受取額が支払保険料の合計額を下回ることはないと誤信したが、実際はハイリスクで元本割れする可能性のある商品であったことから、契約を無効としてほしい。

### **<保険会社の主張>**

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 募集人は、3回にわたり申立人と面談を行い、募集時の落ち度は見当たらない。
- (2) 募集人は、本契約の内容について、設計書およびパンフレットを用いて説明した。
- (3) 為替リスクについても、設計書等を用いて説明しており、意向確認書において、理解したことを確認する欄に申立人がチェックをしている。

### **<裁定の概要>**

#### **1. 裁定手続**

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、契約時の状況等を把握するため、募集人に対して事情聴取を行った。なお、申立人が希望しなかったため、事情聴取は行わなかった。

#### **2. 裁定結果**

上記手続の結果、申立人が、受取額が支払保険料の合計額を下回ることはないと誤信して契約したとは認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。